

報道関係者 各位

令和 7 年 8 月 28 日

【照会先】

健康・生活衛生局

食品監視安全課 輸入食品安全対策室

室 長 福島 和子

室長補佐 新井 剛史

(代表電話) 03(5253)1111 (内線 2474)

(直通電話) 03(3595)2337

## 令和 6 年度における「輸入食品監視指導計画に基づく監視指導結果」 及び「輸入食品監視統計」の公表

厚生労働省において、令和 6 年度における輸入食品監視指導計画に基づく監視指導結果及び輸入食品監視統計を別添 1 及び別添 2 のとおり取りまとめましたので、公表します。

### 【主な内容】

[ ] カッコ内は令和 5 年度の数値

- 令和 6 年度の輸入届出件数は約 247 万件[約 235 万件]であり、輸入届出重量は約 3,191 万トン [約 2,987 万トン] でした。届出に対して 206,227 件 [199,272 件] の検査を実施し、このうち 731 件 (延べ 777 件) [763 件 (延べ 812 件)] を法違反として、積み戻し又は廃棄等の措置 を講じました。
- 令和 6 年度のモニタリング検査については、100,224 件 [100,109 件] の計画に対し、延べ 100,982 件 (実施率：約 101%) [101,096 件 (実施率：約 101%)] を実施し、延べ 127 件 [139 件] を法違反として、回収等の措置 を講じました。
- 違反の可能性の高い輸入食品等については、輸出国政府に対し、違反原因の究明及び再発防止対策の確立を要請するとともに、二国間協議等を通じて輸出国における衛生対策の推進を図りました。

本結果は、厚生労働省ホームページ内「輸入食品監視業務」のページにも掲載しています。

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryuu/shokuhin/yunyu\\_kanshi/kanshi/index.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/shokuhin/yunyu_kanshi/kanshi/index.html)

(参考) 令和 6 年度における輸入食品監視指導計画に基づく監視指導結果の概要

令和6年度における輸入食品監視指導計画に基づく監視指導結果の概要

1. 輸入食品監視指導計画とは

食品衛生法（昭和22年法律第233号。以下「法」という。）第23条第1項に規定される、食品等の輸入について国が行う監視指導の実施に関する計画をいう。

【目的】輸入食品等の重点的、効率的かつ効果的な監視指導の実施を推進し、もって輸入食品等の一層の安全性確保を図る。

2. 輸入食品等の監視指導の基本的な考え方

食品安全基本法（平成15年法律第48号）第4条（食品の安全性の確保は、このために必要な措置が国の内外における食品供給行程の各段階において適切に講じられることにより、行われなければならない。）の観点から、輸出国における生産の段階から輸入後の国内流通までの各段階において安全確保に係る措置を講ずることを基本的な考え方とする。

3. 重点的に監視指導を実施すべき項目の実施結果

[ ] カッコ内は令和5年度の数値

（1）輸入届出時における法違反の有無の確認

届出件数約247万件[約235万件]、届出重量約3,191万トン[約2,987万トン]について、法に基づく規格、基準等への適合性について審査を実施。

（2）モニタリング検査<sup>※1</sup>（※件数については延べ数）

- ① モニタリング計画：100,224件[100,109件]
- ② 実施件数：100,982件[101,096件]（実施率：約101%[約101%]）、うち違反件数：127件[139件]

（3）検査命令<sup>※2</sup>

- ① 全輸出国の15品目及び42の国・地域の114品目（令和7年3月31日時点）
- ② 実施件数：70,034件（延べ93,335件）[62,333件（延べ84,882件）]、うち違反件数：198件（延べ201件）[241件（延べ245件）]

（4）違反状況

- ① 違反件数：731件[763件]（違反率：届出件数の0.03%[0.03%]、検査件数：約21万件[約20万件]）  
（違反件数：残留農薬169件[156件]、有害・有毒物質及び病原微生物141件[182件]、微生物規格141件[149件]、添加物140件[111件]、腐敗、変敗（異臭やカビの発生等）57件[50件]、器具及び容器包装規格21件[32件]、残留動物用医薬品16件[28件]、他50件[58件]）
- ② 違反品は積み戻し、廃棄等の措置
- ③ 包括的輸入禁止規定<sup>※3</sup>の発動対象となる品目はなかった。

(5) 海外情報等に基づく緊急対応

オーストラリア産ワニ肉における金属片混入のおそれ、フランス産ナチュラルチーズにおけるリステリア・モノサイトゲネス汚染について、輸入実績が確認された場合に国内の流通状況の調査を行い、流通品に対する回収を指示するとともに、該当製品の積み戻し等を行う措置を講じ、輸入時の監視体制を強化した。

4. 輸出国における衛生管理対策の推進

(1) 二国間協議を通じた、法違反の原因究明及び再発防止対策、監視体制の強化、衛生管理対策の確立の要請並びに牛海綿状脳症（BSE）に係る対策を行った。

例：アイルランド産牛肉の BSE 対策、米国産アーモンドのアフラトキシン対策等

(2) 輸出国への専門家の派遣等を通じた、輸出国における衛生対策に係る技術協力を行った。

5. 輸入者への自主的な衛生管理の実施に関する指導

[ ] カッコ内は令和5年度の数値

(1) 輸入前指導（いわゆる輸入相談）

品目別相談件数 21,654 件 [23,266 件]、うち違反該当件数 477 件（延べ 633 件） [404 件（延べ 486 件）]

(2) 輸入前相談時、初回輸入時及び継続輸入時における自主検査の指導

(3) 輸入食品等の記録の作成、保存に係る指導

(4) 輸入者等への食品安全に関する知識の普及啓発として、各検疫所において説明会等を開催

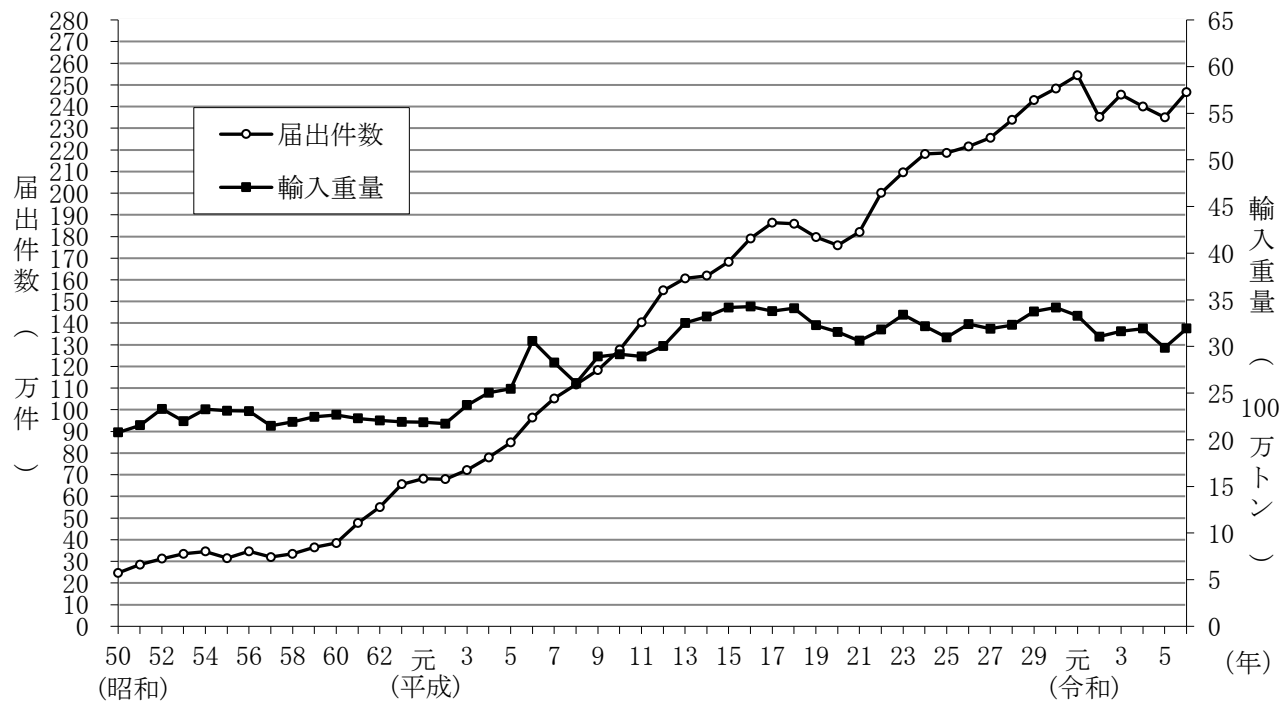
※1：統計学的な考え方に基づく数を基本として、食品郡ごとに、輸入実績や違反率等を勘案し定めた計画的な検査。

※2：違反の可能性が高いものについて、輸入の都度、輸入者に対し、検査を受ける事を命令するもの。検査結果が法に適合しなければ輸入が認められない。

※3：危害の発生防止の観点から必要と認められる場合、検査を要せずに厚生労働大臣が特定の食品等の販売、輸入を禁止できる規定。

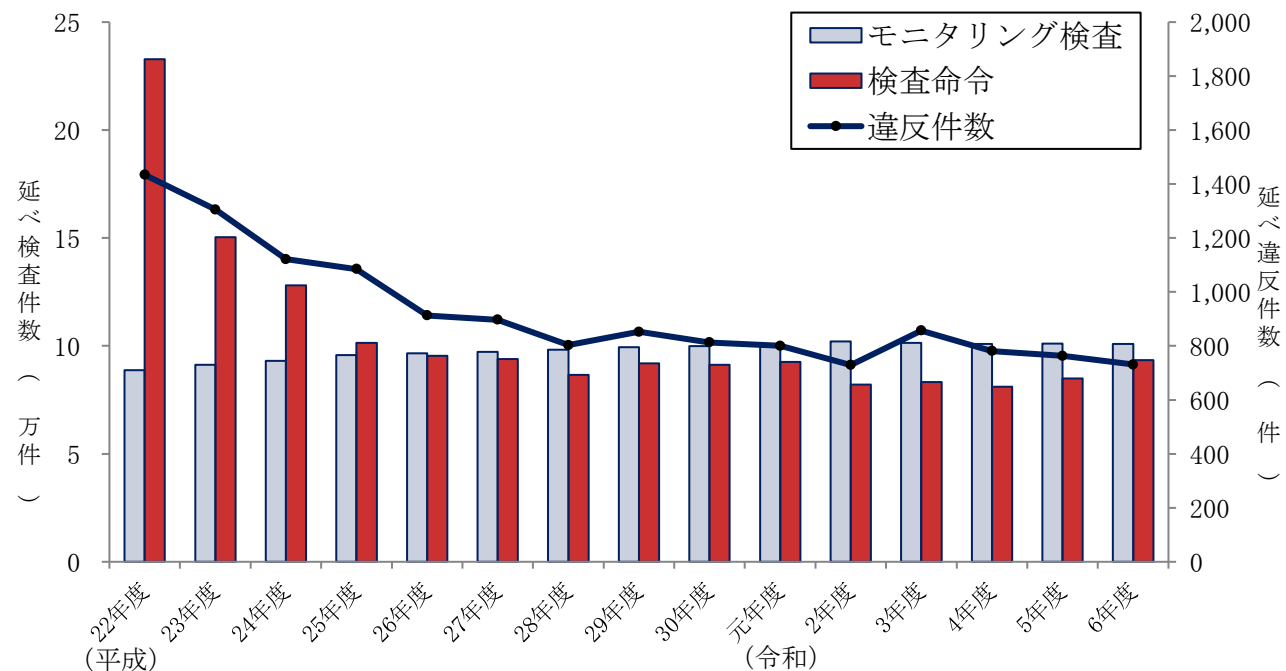
(参考資料)

### 1. 年別輸入・届出数量の推移



(注) 昭和50年～平成18年は年次、平成19年以降は年度

### 2. 年度別延べ検査件数\*の推移



\* 1件の届出に対して複数の検査項目を実施している場合があるため延べ検査件数での推移とした。

### 3. 検疫所の食品監視員年度推移

